

保護者の皆様

旭川市長 今津寛介
(子育て支援部こども育成課)

春季休業期間中における児童等の新型コロナウイルス感染状況の連絡等について（お願い）

日頃から、本市の子育て支援施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、小学校の春季休業が26日から始まりますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見られない中、春季休業期間中の放課後児童クラブ内における感染拡大を防止するため、各御家庭におかれましては、入会児童本人等が感染された場合の速やかな放課後児童クラブ等への連絡の徹底と、引き続きの感染症予防と感染拡大防止のための取組をされるようお願いいたします。

1 児童等が新型コロナウイルスの感染者等と特定された場合の登会自粛について

状況	登会自粛期間
利用児童が感染者となった場合	治癒するまで
利用児童や保護者（他の家族等同居者を含む。）が、濃厚接触者となった場合	保健所から指定された健康観察期間が終了するまで
利用児童や保護者（他の家族等同居者を含む。）が、濃厚接触者とは特定されなかったが、保健所や医師の判断によりPCR検査の受検対象となった場合	検査結果が陰性と判明するまで
感染の可能性がある方となった場合 【放課後児童クラブにおける判断基準】 ① 陽性者と1m以内の距離で15分以上、互いにまたはどちらか一方がマスクなしで接触があった児童（不織布マスクは「マスクあり」布やウレタンマスクは「マスクなし」と考えます。） ② 陽性者と同じテーブルで食事をした児童 ③ 陽性者と換気の悪い環境で長時間過ごした児童 ④ その他（上記以外で陽性者と密に接触があった児童	陽性者と接触があった日の翌日から7日間 ※陽性者と接触があった日の翌日から10日を経過するまでは、検温など御自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を実施してください。

2 感染者の発生等に伴う臨時休会について

利用児童や支援員の感染が確認された場合で、放課後児童クラブ内の消毒を行う必要があるときや必要な支援員が確保できなくなったときは、当該放課後児童クラブは臨時休会となります。

3 保護者への連絡について

感染者の発生に伴う登会自粛の対象や臨時休会となる場合は、ハグノート又は電話により連絡します。（感染者の発生が遅い時間に判明した場合は、前日の連絡が午後10時前後になる場合がありますので、御了承ください。）

4 新型コロナウイルスの感染等により長期の登会自粛となった場合の運営負担金について

児童本人又は同居の家族が感染者等となり、登会自粛の期間が14日以上（日曜、祝祭日を含む。）となった場合は、特例措置として専用の減免申請書を提出していただくことにより運営負担金を減額しますので、該当する場合は利用している児童クラブの支援員に申し出てください。

なお、登会自粛の期間は、保健所や病院等からの指定による健康観察期間、学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖の期間、感染者と接触したことによる放課後児童クラブの登会自粛期間のみが対象となり、自主的な登会自粛の期間は含みませんので御留意ください。

5 御家庭へのお願い

(1) 児童や保護者（他の家族等同居者を含む。）に感染者等が発生した場合は、速やかに放課後児童クラブに連絡をお願いします。

(2) 児童の健康管理や検温等の健康観察をお願いします。

※朝の体温を連絡帳に記入してください。

(3) 手洗いや咳エチケットなど感染症予防について、御家庭での指導をお願いします。

(4) 放課後児童クラブを利用する場合は、布やウレタン製マスクではなく、不織布マスクの着用をお願いします。

(5) 発熱や呼吸器症状（比較的軽い風邪の症状が続く。）等がある場合には、自宅で療養するようお願いします。

※呼吸器症状等が感染性のものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。

(6) 登会中に発熱や呼吸器症状等の体調不良が見られた場合は、放課後児童クラブから連絡しますので、対応をお願いします。

6 その他

令和4年3月1日から提供を中止していたおやつについては、昼食時と同じテーブルで喫食することを条件として春季休業期間中のみ提供を再開します。

新年度の一学期以降のおやつの対応については、現時点では再び提供を中止し、持ち帰りの対応とする予定ですが、変更となる場合は改めて通知します。

《担当》

こども育成課こども事業係

TEL：25-9127 FAX：26-5722